

# 仕 様 書

## 1 業務の目的

本業務は、広島市立新安佐市民病院（仮称）移転新築に際し、土地収用法に基づく事業認定手続きのため、周辺環境の現状を把握するとともに、予め環境に及ぼす影響の内容及びその程度について予測・評価を行い、さらに必要に応じて環境保全措置を検討することにより、良好な環境の保全を図りつつ、事業の円滑な実施を推進するための基礎に資することを目的として行う。

## 2 業務委託名

広島市立新安佐市民病院（仮称）移転新築に伴う環境影響評価業務

## 3 委託場所

広島市安佐北区亀山南一丁目ほか

## 4 契約期間

契約締結の日から平成31年9月30日まで

## 5 支払い方法

平成30年度及び平成31年度に履行し部分引渡しをした業務について、年度ごとに部分引渡しに係る業務委託料を支払うものとする。

## 6 現場責任者

受託者は契約の履行に関し、調査業務の技術上の管理及び統括等を行う「現場責任者」を定め、委託者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

## 7 業務の内容

### (1) 環境影響要因と環境要素の抽出

施設建築工事中及び供用後における環境影響要因と環境要素との関連性をマトリックスにより整理し、選定・非選定の理由について記述する。

### (2) 現地調査

現段階で想定される調査項目は、騒音・振動（敷地境界、沿道）及び動物・植物であり、調査内容は以下のとおりである。

現地調査後は、速やかに現地調査結果速報を作成し、監督員に報告する。

表 現地調査内容

| 調査項目 |    | 調査地点、調査範囲                        | 調査頻度        | 調査方法等                    |
|------|----|----------------------------------|-------------|--------------------------|
| 大気環境 | 騒音 | ・事業計画地敷地境界1地点<br>・沿道（藤ノ森大毛寺線）1地点 | ・年1回×平日24時間 | JIS Z 8731 に定める騒音レベル測定方法 |
|      | 振動 |                                  |             | JIS Z 8735 に定める振動レベル測定方法 |

|         |             |                  |  |   |
|---------|-------------|------------------|--|---|
| 交通量     |             | ・沿道（藤ノ森大毛寺線）1 地点 |  | カウンターによる 3 車種分類（大型車、小型車、二輪車）                    |
| 地盤卓越振動数 |             | ・沿道（藤ノ森大毛寺線）1 地点 | ・年 1 回   | 大型車 10 台程度を対象とする                                |
| 動物      | 動物相<br>重要な種 | ・事業計画地及びその周辺     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・哺乳類 年 3 回<br/>(春季、初夏、秋季)</li> <li>・鳥類 年 4 回<br/>(繁殖期、夏季、秋季、冬季)</li> <li>・両生・爬虫類 年 3 回<br/>(春季、初夏、秋季)</li> <li>・魚類 年 2 回<br/>(春季、秋季)</li> <li>・底生生物 年 2 回<br/>(春季、秋季)</li> <li>・陸上昆虫類 年 3 回<br/>(春季、初夏、秋季)</li> </ul> | 哺乳類・鳥類・両生・爬虫類は任意観察、魚類は潜水目視、底生生物・陸上昆虫は任意採集を基本とする |
| 植物      | 植物相<br>重要な種 | ・事業計画地及びその周辺     | ・年 3 回<br>(春季、夏季、秋季)   | 任意観察  |

### (3) 予測・評価、環境保全措置の検討

工事の実施、建物の存在及び供用による事業計画地周辺への影響について、定性的または定量的に予測し、項目ごとに影響の程度と範囲を明らかにする。これをもとに、環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか評価する。

また、必要に応じて、環境影響を回避又は低減、代償措置等を実施するために必要な環境保全措置の検討を行う。

## 8 成果品

成果品は、業務報告書（A4 版）4 部とする。

## 9 その他

### (1) 業務実施上の留意点

#### ア 技術的指針等

本業務は、本仕様書によるほか、広島市環境影響評価条例及び同施行規則（平成 11 年 3 月 31 日広島市規則第 79 号）並びに環境配慮指針（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告）、技術指針（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告）、その他これらに類する資料を参考として実施する。また、根拠となる法令、要綱等を明確にするとともに、入手可能な最新の知見に基づき実施する。

#### イ 法令、条例等の順守

受託者は業務の実施にあたっては、下記に示す関連する法令等を順守しなければならない。

- ① 環境基本法
- ② 水質汚濁防止法
- ③ 騒音規制法
- ④ 振動規制法

- ⑤ 都市計画法
- ⑥ 土地区画整理法
- ⑦ 建築基準法
- ⑧ 計量法
- ⑨ 広島市による環境関連条例等
- ⑩ 上記法令に係る施行令及び施行規則等
- ⑪ その他、関連する諸法令、関係通知及び諸基準

#### ウ 官公署等への手続き

業務に必要な関係官公署等への手続きがある場合、手続きに要する費用は受託者の負担とする。

#### エ 第三者の土地に立ち入る場合の手続き

本業務の実施にあたって、調査等のため第三者が所有する土地にある植物の伐採、さく等の除去又は工作物を一時使用する必要がある場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、また、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は受託者の負担とする。

#### オ 安全対策

業務遂行にあたっては、安全を第一とし、万一第三者に損害を与えたときは、速やかに受託者の負担で処理し、監督員に報告すること。

### (2) 軽微な変更

業務の実施にあたり調査現場等の都合により、調査方法の軽微な変更が生じたときは、監督員と協議する。この場合、変更による契約金額の増減は行わない。

### (3) 成果物及び資料の取り扱い

#### ア 成果物及び資料の帰属

本業務の過程で作成した成果物及び資料等はすべて委託者に帰属する。

#### イ 成果物及び資料の公開

受託者は、業務の遂行に必要な場合を除き、監督員の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

受託者は、成果物又は資料等について、第三者から公開するよう求められた場合は、監督員の承諾を受けること。

#### ウ 成果物の修正

受託者の責に帰すべき理由により成果物等に不備、不完全がある場合は、引渡後であっても受託者の負担と責任で直ちに修正すること。

#### (4) 業務内容の協議及び解釈

##### ア 明記されていない事項

この仕様書及び契約書並びに契約約款に明記されていない事項で、業務遂行上必要な事項については、監督員と協議をする。

##### イ 疑義が生じた場合

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈については、監督員の指示に従うこと。

#### (5) 業務着手時

##### ア 着手届等

受託者は、契約約款の規定に基づき契約後14日以内に提出する業務工程表に次の書類を添付すること。

- ① 委託着手届
- ② 現場責任者通知書
- ③ その他必要な書類

##### イ 調査計画書

受託者は業務の実施に先立ち、調査の内容を記した調査計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

#### (6) 現地調査

##### ア 現地調査用機械器具等

現地調査用の機械器具は、各調査に適するものを使用し、測定中の機器の保全に万全を期すこと。検定の対象となっている観測機器は、検定に合格したものを使用すること。また、監督員が不適切と判断したものは取り替えること。

##### イ 調査結果等

発注者が分析結果に異常を認めた場合には、受託者に対して再分析を指示することができることとし、この場合の費用は受託者の負担とする。

#### (7) 打合せ及び記録等

##### ア 監督員との連絡

受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正さなければならない。

##### イ 監督員への報告

受託者は、調査業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ適宜報告をし、十分な打合せを行うものとする。

#### ウ 打合記録簿の作成

受託者は、監督員と打合せを行った都度、その内容について受託者が書面（打合記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。また、関係官公署等との打合せを行った場合についても、その内容を書面（打合記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

#### エ 進捗状況の報告

受託者は、監督員が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

### (8) 中間報告

受託者は、平成 30 年度及び平成 31 年度の業務を遂行した後、当該年度において部分引渡しをした業務の内容を記載した中間報告書を作成し、監督員の承諾を得ること。

### (9) 委託完了報告

受託者は、全ての業務が完了したときは、速やかに委託完了届を提出すること。